

主な論点

【費用の負担、行政不服審査法等の他の法令との関係・個別法上の課題】

1 訴え提起の手数料の軽減

訴えの提起の手数料を軽減する観点から、たとえば次のような考え方があるかどうか。

行政訴訟（国家賠償請求を含める考え方もある。）について、一律に少額の定額手数料を定めるとの考え方

取消訴訟は、訴訟の目的の価額（訴額）の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴え（民事訴訟費用等に関する法律第4条第2項本文参照）とみなすものとする考え方

複数の原告が同一の処分の取消しを求める場合には、訴額の基礎となる訴えで主張する利益が各請求について共通である（民事訴訟法第9条第1項ただし書参照）とみなすものとする考え方

これらの考え方については、たとえば次のような指摘があるが、このような指摘についてどう考えるか。なお、民事訴訟の訴えの提起の手数料の額の見直しについては、司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案を提出している。

ア 多様な訴訟に共通して経済的利益を基準に手数料を定める考え方を採用している制度の趣旨や手数料体系を考慮すべきであるとの指摘

イ 行政訴訟や取消訴訟について、他の訴訟と手数料を区別する根拠を検討すべきであるとの指摘

ウ 他の訴訟の「訴えで主張する利益」の考え方との整合性について検討すべきであるとの指摘

2 弁護士報酬の敗訴者負担の取扱い

弁護士報酬の敗訴者負担の取扱いに関し、行政訴訟の訴えの提起を不当に萎縮させないとの観点から、たとえば次のような考え方があるかどうか。

行政訴訟については、弁護士報酬の敗訴者負担の制度を導入しない訴訟とすべきであるとの考え方

主な論点

【費用の負担、行政不服審査法等の他の法令との関係・個別法上の課題】

行政訴訟について、原告が勝訴した場合についてのみ原告の弁護士報酬を被告に負担させる片面的敗訴者負担の制度を導入すべきであるとの考え方

これらの考え方に対しては、たとえば次のような指摘があるが、このような指摘についてどう考えるか。なお、弁護士報酬の敗訴者負担の取扱いについては、司法アクセス検討会で検討が進められている。

ア 多様な行政過程で様々な紛争が生じるから、弁護士報酬の敗訴者負担について一律に特別の取扱いをすることが適切か疑問があるとの指摘

イ 弁護士報酬の敗訴者負担が導入されても勝訴した場合には相手方の弁護士報酬を負担しないから、弁護士報酬の敗訴者負担の取扱いについて特別の取扱いをして敗訴する行政訴訟の提起を促進する根拠について、慎重に検討する必要があるとの指摘

3 不服審査前置による制約の緩和

不服審査前置が定められている場合でも判決を経ないで訴えを提起する機会を実質的に保障する観点から、たとえば次のような考え方があるかどうか。

そもそも不服審査前置を定めることはできないこととする考え方

判決を経ないで訴えを提起することができる事由があると考えて訴えを提起した場合には、その事由がない場合でも審査請求をするなど必要な補正をすれば訴えを却下しないで訴訟手続を中止する、など不服審査請求の前置による当事者の負担を軽減する考え方

これらの考え方については、たとえば次のような指摘があるが、このような指摘についてどう考えるか。

ア 不服審査前置は、個別法の立法の問題であり、国家の司法制度の合理的な資源配分の問題もあり、一切許されないとする理由はないとの指摘

イ 不服審査前置の場合でも、行政事件訴訟法第8条第2項は広く例外を定めているから、適切な運用で訴えを提起する者に著しい不利益は生じないとの指摘